

平成26年度 第2回 東京都健康長寿医療センター研究部門倫理委員会(書面審査) 審議概要

承認日 平成26年8月5日(金)

審査委員 重本委員長、高橋副委員長、直井委員、河津委員、服部委員、山口委員、小林委員、遠藤委員、石崎委員、河本委員  
(審査委員10名/定数10名)

受付 番号	新規 ・迅速	申請者	研究課題名	判定	条件・勧告又は不承認の理由等
32	新規	大淵 修一	住民との協働による介護予防のまちづくり効果検証ー地域コントロールトライアルー	条件付承認1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「会場招待型健診」の案内状(案)を添付すること。また、案内状の内容は「健診データ利用の依頼文書」と整合させること。</li> <li>2. 「サポーター養成講座」に関する同意書には、講座所要時間や地域プログラム実施に関する情報を記載すること。</li> <li>3. 申請書の研究担当者欄に共同研究先の担当者を記載すること。</li> <li>4. 同意撤回書は項目リストとチェックボックスを示すことを検討されたい。</li> <li>5. 説明文書と同意書は分けて作成すること。また、同意書のタイトルは、「〇〇に関する同意書」に統一させること。</li> <li>6. お達者健診と本件申請課題との関係性を明示し、申請書及び説明文章にその関係性について分かりやすく記載すること。</li> <li>7. 二回に渡る追跡調査の件を含め、三年計画で研究に参加することについて、説明文書に記載すること。</li> <li>8. 別図をより分かりやすいものにする。</li> <li>9. 拠点プログラム参加者の募集方法や参加条件などを申請書に明記すること。</li> <li>10. 介護予防サポーターが拠点プログラムの運営へ参加することに関しては、自由意思で参加が可能であること、研修への出席率は条件とならないことを申請書、説明文に明記すること。</li> </ol> <p>以上の点について、委員長の確認を受けた上で実施すること。</p>
33	新規	大淵 修一	化粧ケアの介護予防効果に関する定量的検証	条件付承認1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請書について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)当センターでの研究参加者のリクルート方法を明記すること。</li> <li>(2)当センターの外来患者の中から募った参加者がどこでプログラムを受けるのか、明記すること。</li> </ol> </li> <li>2. プログラム実施者の情報管理体制(情報漏洩防止策)を明確にしておくこと。</li> <li>3. 男性参加者に対する「眉を描く」こと、「ほお紅をつける」ことは、本人の意向を尋ねた上で実施されたい。</li> <li>4. 全体の研究計画が分かる概要書(図)を添付すること。</li> <li>5. 協力機関における倫理審査申請書、結果通知書の写しを提出すること。</li> <li>6. お願い状と同意書は分けて作成すること。</li> <li>7. お願い状について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「お願いする事」の段落 ・「プログラムは・・・」→「教室でのプログラムは・・・」に修正すること。</li> <li>・「⑦写真撮影」は削除すること。</li> <li>(2)裏面の応募方法 ・「参加意志を」→「参加意思を」に修正すること。</li> <li>(3)対象者群ごとに分けて作成すること。</li> <li>(4)質問紙調査は簡単な体力測定を伴うことを明記すること。</li> <li>(5)個人情報の取扱方法について明記すること。</li> </ol> </li> <li>8. 同意書の裏面1行目 「～が関与しないことを明記します」→「～は関与しません」に修正すること。</li> <li>9. お達者健診参加者の健診データを利用することについて同意を得ること。</li> </ol> <p>以上の点について、委員長の確認を受けた上で実施すること。</p>